

○厚生労働省告示第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号、第十六条第三項、第二十九条第二項、第五十二条第一号及び第五十四条第一項第九号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成二十九年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月七日

法務大臣 金田 勝年

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二項の表自動車整備の項の前に次のように加える。

漁船漁業				
			かつお一本釣り漁業	
			延縄漁業	
			いか釣り漁業	
			まき網漁業	
			ひき網漁業	
			刺し網漁業	

第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 規則第十四条第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

定置網漁業
かに・えびかご漁業

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖作業
	養殖業

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表

に掲げるものとする。

養殖業	職種							
	かつお一本釣り漁業							
	延縄漁業							
	いか釣り漁業							
	まき網漁業							
	ひき網漁業							
	刺し網漁業							
	定置網漁業							
	かに・えびかご漁業							
	ほたてがい・まがき養殖作業							
作業								

5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の

表に掲げるものとする。

漁船漁業	職種
かつお一本釣り漁業	作業
延縄漁業	

規則第五十二条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

漁船漁業	職種	作業
		いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業
		いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業

第七項の次に次の一項を加える。

8 規則第五十四条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

		かに・えびかご漁業	
漁船漁業	職種	作業	
		かつお一本釣り漁業	
		延縄漁業	
		いか釣り漁業	
		まき網漁業	
		ひき網漁業	
		刺し網漁業	
		定置網漁業	
		かに・えびかご漁業	

附 則

この告示は、公布の日から適用する。